

行政手続法検討会報告書のイメージについて（案）

1. 構成と内容

- はじめに <1 ページ程度>
- 1 検討事項についての考え方 <10 ページ程度>
- (1) 検討会のスタンス
- (2) 行政立法手続の法制化に向けて
- ア 基本的な事項についての整理（行政立法手続等の主体等）
- イ 規定すべき手続及び行政立法手続法制の目的
- ウ 適用範囲
- エ 意見提出手続(1) 案の公示
- オ 意見提出手続(2) 結果の公示
- カ 理由の提示
- キ 公示の方法
- (3) その他の事項について
- ア 行政立法手続に関連する事項
- イ その他の手続に関する事項
- 2 要綱（法案の骨子） <1～2 ページ程度>
- 資料
- 委員名簿、審議経過、議事要旨、開催要領、行政手続法条文

2. 記述内容

- ア 「はじめに」においては、検討会の開催経緯及び検討経過について簡潔に記述する。
- イ 「1 検討事項についての考え方」においては、検討会の議論の結果示された考え方について簡潔に記述する。
- ウ 「2 要綱（法案の骨子）」においては、1(2)に記した事項を踏まえ、行政立法手続を行政手続法に盛り込む改正の際の要綱（法案の骨子）のイメージを記述する。

3. 「具体的な報告書のイメージ（「はじめに」及び「1(2)エ」の部分）」及び「1(2)エと2の当該部分の対比表」については、別添1及び2のとおり。

(別添1)

行政手続法検討会報告書

(イメージ)

平成16年〇月

注：以下、サンプル

はじめに

行政手続法検討会（以下「検討会」という。）は、行政手続法を見直し、第三次行革審で将来の課題とされた行政立法手続の法制化等について専門的な検討を行うことを目的として、平成16年4月以降、11月を目途に総務大臣の下で開催された。

開催の直接の契機は、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月閣議決定）に、行政立法手続等を含めた行政手続法の速やかな見直しと、パブリック・コメント手続の法制化の検討が盛り込まれたことである。

検討会は、平成16年4月に初会合を開いて以来、11月までの間に本会合を●回開催した。初めの数回は、行政手続法について開催目的を踏まえた論点整理を行った。そして、本会合2回とそのほかに2回会合を設け、内閣官房、人事院、内閣府本府、公正取引委員会、警察庁、防衛庁、金融庁、各省及び会計検査院から、現行パブリック・コメント制度の運用の実状と、検討会が整理した論点についての意見を聴取した。その後、行政立法手続の法制化を中心に検討を深めることとし、制度の枠組みとなる論点について考え方を整理するため、行政法に特に詳しいメンバーによるワーキンググループを3回開催した。9月以降は、このワーキンググループの報告を踏まえて検討を進めた。これは、以上の検討の結果の報告である。総務省においては、行政立法手続の法制化に当たっては、この報告の趣旨に沿って、必要な法制技術的な検討を行い、速やかに行政手続法改正法案を国会に提出するよう求めるものである。

なお、検討会における検討が続いている最中の6月、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定され、政省令等の行政立法手続に係る法制整備のための行政手続法改正の方向が明記された。

1 検討事項についての考え方

(2) 行政立法手続の法制化に向けて

エ 意見提出手続(1) 案の公示

(行政立法※意見提出手続の適用範囲については検討中)をするときには、行政立法機関は、あらかじめ案や関連資料を公示し、30日以上意見提出期間を定めて、広く国民の意見(情報を含む。以下同じ。)を求めなければならないものとする。

これは、現行の閣議決定に係る規制の設定又は改廃に係る意見提出手続と同様の手続である。閣議決定では、案がどのようなものでどの段階のものであるべきかが、手続を実施する主体に委ねられているが、法律では手続的義務が明確になるようにある程度定めを置く必要がある。一般に、政策決定の際に広く国民の意見を求める求め方としては、単に政策課題だけ示して自由に意見を求めることから、具体的な案を示して意見を求めることまでいろいろなやり方があり得る。しかし、行政立法手続としては、それによって規律が定められるという特殊性を踏まえ、適切な案が示される必要があると考えられる。適切な案においては、内容が具体的に示され、行政機関としての十分な検討を経た、国民の意見の提出を求めるのに熟したものでなければならないと考える。

その際、要綱や骨子、条文案等一定の体裁を求めることも考えられるが、結局、そのような体裁が具備すべき内容を改めて定める必要があるため、直接的に内容について要件を定め、事案に応じて適切なものを示すことが可能なように定めることが適当である。

なお、意見提出手続が国民にとって使いやすいものとなるよう、行政立法機関は、意見提出手続を実施していることについて国民に広く周知することに努めることとともに、公示すべき案や関連資料は、案の内容が十分な専門知識や情報がなくても理解しやすく示される必要がある。

意見提出期間については、もっと長期間を原則とすべきとの主張はあり得るが、①現行の閣議決定による手続が1か月程度を目安としており、過半の場合においてその通りになっていること、②行政立法を速やかに行い行政の停滞を招かないようにするためには一律の義務付けをするのは1か月程度とすることが妥当と考えられること等から30日以上とすることが適当と考える。なお、やむを得ず30日未満しか意見提出期間を設けられない場合も考えられる。この場合にあっても、意見提出手続をできるだけ実施すべきという観点から、時間的余裕が無くて手続をできないということではなく、短期間の意見提出期間を設定して手続を進めることを可能とするべきである。この際、案の公表時に短期間の意見提出期間しか設定できない理由を明らかにすることとして、制度の信頼性を高めるべきと考える。

意見等を提出できる者の範囲については、行政立法に際して意見等を広く求めると言う制度の趣旨から、限定をかけなくてよいと考える。

2 要綱（法案の骨子）

○ 意見提出手続

- ア （行政立法※意見提出手続の適用範囲については検討中）をしようとする場合には、あらかじめ案を公示し、30 日以上の意見提出期間を定めて、広く国民に意見を求めること
- イ 案は、内容が具体的で、意見を求めるのに熟したものでなければならないとすること
- ウ 30 日以上の意見提出期間を定めることができない場合には、下回る期間を定めることができることとし、その場合にあっては、その理由について明らかにすること

資料

- 1 委員名簿
- 2 審議経過
- 3 議事要旨
- 4 開催要領
- 5 行政手続法条文

1(2)と2の対比表

1 検討事項についての考え方 (2) 行政立法手続の法制化に向けて	2 要綱(法案の骨子)
<p>エ 意見提出手続(1) 案の公示</p> <p>(行政立法※意見提出手続の適用範囲については検討中)をするときには、行政立法機関は、あらかじめ案や関連資料を公示し、30日以上の意見提出期間を定めて、広く国民の意見(情報を含む。以下同じ。)を求めなければならないものとする。</p> <p>これは、現行の閣議決定に係る規制の設定又は改廃に係る意見提出手続と同様の手続である。閣議決定では、案がどのようなものでどの段階のものであるべきかが、手続を実施する主体に委ねられているが、法律では手続的義務が明確になるようにある程度定めを置く必要がある。一般に、政策決定の際に広く国民の意見を求める求め方としては、単に政策課題だけ示して自由に意見を求めることから、具体的な案を示して意見を求めることまでいろいろなやり方があり得る。しかし、行政立法手続としては、それによって規律が定められるという特殊性を踏まえ、適切な案が示される必要があると考えられる。適切な案においては、内容が具体的に示され、行政機関としての十分な検討を経た、国民の意見の提出を求めるのに熟したものでなければならないと考える。</p> <p>その際、要綱や骨子、条文案等一定の体裁を求めることも考えられるが、結局、そのような体裁が具備すべき内容を改めて定める必要があるため、直接的に内容について要件を定め、事案に応じて適切なものを示すことが可能なように定めることが適当である。</p> <p>なお、意見提出手続が国民にとって使いやすいものとなるよう、行政立法機関は、意見提出手続を実施していることについて国民に広く周知することに努めることとともに、公示すべき案や関連資料は、案の内容が十分な専門知識や情報がなくても理解しやすく示される必要がある。</p> <p>意見提出期間については、もっと長期間を原則とすべきとの主張はあり得るが、①現行の閣議決定による手続が1か月程度を目安としており、過半の場合においてその通りになっていること、②行政立法を速やかに行い行政の停滞を招かないようにするためには一律の義務付けをするのは1か月程度とすることが妥当と考えられること等から30日以上とすることが適当と考える。なお、やむを得ず30日未満しか意見提出期間を設けられない場合も考えられる。この場合にあっては、意見提出手続をできるだけ実施するべきという観点から、時間的余裕が無くて手続をできないということではなく、短期間の意見提出期間を設定して手続を進めることを可能とするべきである。この際、案の公表時に短期間の意見提出期間しか設定できない理由を明らかにすることとして、制度の信頼性を高めるべきと考える。</p> <p>意見等を提出できる者の範囲については、行政立法に際して意見等を広く求めると言う制度の趣旨から、限定をかけなくてよいと考える。</p>	<p>○意見提出手続</p> <p>ア (行政立法※意見提出手続の適用範囲については検討中)をしようとする場合には、あらかじめ案を公示し、30日以上の意見提出期間を定めて、広く国民に意見を求めること</p> <p>イ 案は、内容が具体的で、意見を求めるのに熟したものでなければならないとすること</p> <p>ウ 30日以上の意見提出期間を定めることができない場合には、下回る期間を定めることができることとし、その場合にあっては、その理由について明らかにすること</p>